

令和 6（2024）年度

士別市子どもの権利救済委員会
活動報告

士別市子どもの権利救済委員会

はじめに

先日、一緒に食事をしていた年配の方が、ハラスメントに委縮している昨今の世の中を嘆いてこんなことを言っていました。「俺らの時代なんかさ、部活や教室で先生から頭ひっぱたかれるのが“普通”だったもんなあ」。

私は今年で43歳になりますが、特に中学校では理不尽な指導を受けたものです。もちろん生徒に寄り添ってくれる先生もいましたが、一部の先生は常に怒鳴って生徒を威圧していて、とても意見を言ったり悩み事を相談できる雰囲気ではありませんでした。黒板用のかいコンパスや分度器で、生徒の頭を叩く先生もいました（痛かった…）。野球部では、例に違わず水を飲むことも許されず、エラーをしようものなら監督は椅子を蹴り上げて怒鳴り散らしました。これが、私の中学時代の“普通”でした。

しかし、これって本当に“普通”のことだったのでしょうか？当時の社会において「一般的だった」という意味では“普通”と言えるかもしれませんが、「当たり前」に受忍すべきこと」という意味での“普通”なのであれば、それは違います。

暴力はどんな場合でも肯定されるものではありませんし、力や発達の差がある大人と子どもとの関係においてはなおさらです。水を飲ませない行為も、熱中症や脱水症を来す可能性のある危険な指導です。いつの時代であっても、子どもがこうした指導に耐えなければならない理由はありません。

一方で、「上手になるためには、場合によっては強い指導も必要なのではないか」「指導のために手を出すことも許容される場合があるのではないか」「コンパスで叩かれたのは野中の悪ふざけが過ぎたからではないか」という見方も存在すると思います。これらの線引きは、どのように考えたらいいのでしょうか？

これを説明するには、“権利”を通して物事を分析することが有用です。私がコンパスで殴られた事件をもとに考えてみましょう。

まず、生徒には教育を受ける権利があります（子どもの権利条約28条、日本国憲法26条）。その先生は、悪ふざけを止めない私を授業の邪魔だと考えて、ひいてはクラスメイトの教育を受ける権利を確保するために、コンパスで私の頭を叩いたと（一応）考えることができます。

一方で、人間の根本的な権利の一つに、“身体安全”があります。安全に生活できなければ生存にかかわるので、根本的な人権です。しかし、特に力が弱く社会的経済的にも立場の弱い子どもは、安全が脅かされることが多いことから、子どもの権利条約では「あらゆる暴力からの保護」（19条）として、子どもの身体安全を再確認する形がとられています。

教育を受ける権利は、人間の生存にダイレクトに関わる性質のものではないので、これらの権利が衝突した場合、基本的に身体安全が優先されます。例えば、授業中に教室に不審者が乱入し、クラスの1名を拉致して立ち去ってしまったとしたら、授業はすぐに中断されて、その子の救出にあたりますよね。クラスメイトの授業を受ける権利のために、平然と授業が続行されるなんてことにはなりません。

こうしてみると、仮に私の悪ふざけが目にも余るもので授業の妨げになっていたとしても、コンパスで頭を殴ってよい根拠にはならないのです。先生としては、私に対して、もっと権利を侵害しない方法で指導をすべきであったということになります。先生も、大人相手にコンパスで殴ったりしないはずです。子どもだからという理由で、それを私が我慢すべきということにはならないのです。

こうした説明は、権利という客観的・論理的な概念を通すからこそ、みんなが一応納得できるものになります。

子どもとのかかわりには、「かわいそう」「子どものためにならない」といった、あいまいで主観的な価値感があふれています。当然、そうした感情は子どもと接する上で非常に重要だと思います。しかし、何かを判断したり決定する場面では、主観的な物差しに頼っていては、子どもの利益を十分に考慮できないことがあることも事実です。

よく「子は地域の宝」と言ったりします。子どもを大切にすることは、地域の共通した願いであると思います。でも、「大切にする」という言葉は、非常に抽象的です。子どもの権利条約や士別市子どもの権利に関する条例では、“どうやって子どもを大切にしたらいいか”という客観的な物差し、みんなが共通して理解出来る物差しが示されています。子どもを大切にしたいと思う私たちは、子どもの権利をよく知り、権利という物差しを使いこなしていく必要があるのです。

このことは、子ども同士でも同じことが言えます。子どもは、子どもの権利を知ること、自分に権利があることに加えて、周囲の人にも同じ権利があることを知ります。子どもの権利学習が進んでいる地域では、子ども同士のトラブルが減少したり、思いやりをもった関係性が構築できていることが知られています。よく「子どもに権利を教えるとわがままになる」と言われることがありますが、実際はその逆で、自分を大切にする物差しと同時に、周囲の人を大切にする物差しを学ぶことが出来るのです。

この報告書に目を通して下さっている全員の方に対して、士別市子どもの権利条例に基づくお願いです。

ぜひ、子どもの権利のことをよく知り、よく考えて下さい。

令和7(2025)年6月

士別市子どもの権利救済委員会委員長 野 中 英 樹

I 士別市子どもの権利救済委員会の概要

1 概要

平成25年4月1日に士別市子どもの権利に関する条例が制定されました。この条例は、児童の権利に関する条約、士別市まちづくり基本条例の理念に基づいて、子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことができるよう地域全体で支え合う仕組みを定め、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的としています。

そして、権利保障を確実なものとするために、平成26年に「士別市子どもの権利救済に関する規則」（以下「規則」という。）を定め、いじめや虐待などの子どもへの権利侵害に関する相談や支援、さらには救済の申立てがあった場合に調査を行い、必要に応じて是正のための調整や、市長に対しては必要な措置を講ずることを求める機関として「士別市子どもの権利救済委員会」を設置しました。

2 令和6年度における委員会の構成

○子どもの権利救済委員

子どもの権利救済委員 委員長	野 中 英 樹	弁護士
委 員（委員長代理）	藍 口 廣 子	元家庭相談員
委 員	山 居 幸 子	元教育委員

○庶務担当（こども・子育て応援課）

○相談担当（家庭児童相談員）

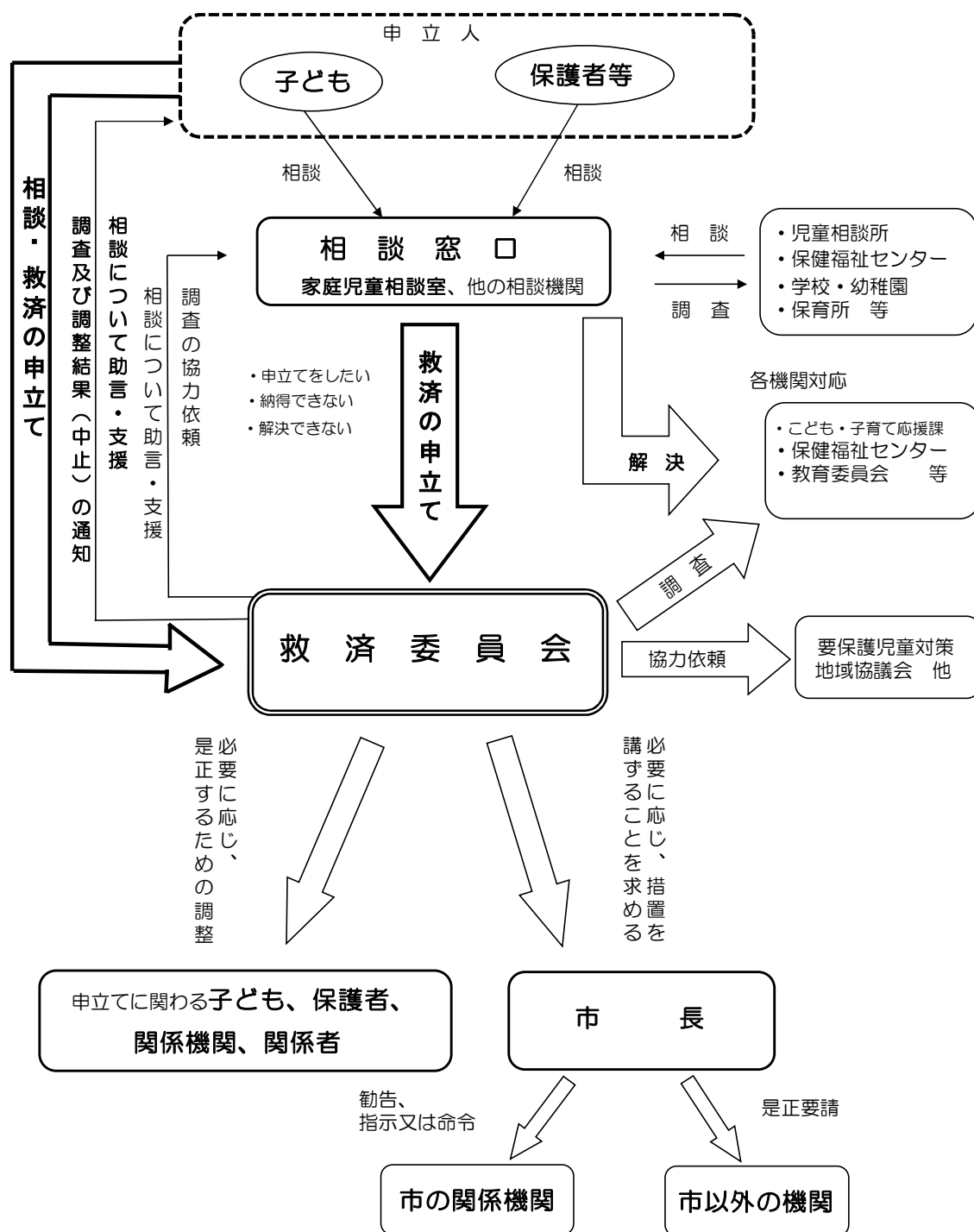
3 委員会の業務

規則第2条の規定による

- ・子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害について、是正のための調整を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害について、市長に対し必要な措置を講ずることを求めること。

4 子どもの権利侵害に対する救済体制

子どもの権利侵害に対する救済体制



Ⅱ 令和6年度子どもの権利救済委員会の活動状況

1 令和6年度権利救済申立件数

0 件

2 家庭児童相談室に寄せられた相談

こども・子育て応援課（こども家庭センター）に寄せられた相談件数

180 件（要保護児童等登録数）うち新規登録児童 51 件

相談者経路（新規のみ）

子ども 0 件、家族・親戚 12 件、近隣・知人 1 件、児童相談所 5 件

学校 2 件、幼稚園 1 件、保育所 7 件、市 23 件

3 令和6年度子どもの権利救済委員会開催内容

検討事案に応じて開催。計4回の開催となりました。

No.	日 時	活 動 内 容
第1回	令和6年6月14日（金）	①令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画について ②ふれあい広場での広報活動について ③救済委員会広報紙について ④家庭児童相談室における相談状況について
第2回	令和6年8月20日（火）	①個別のケース相談について ※救済の申立てに至らなかったものの、子どもの意見表明、子どもの最善の利益の視点から助言を受ける
第3回	令和6年11月21日（木）	①人権教室について ②救済委員会広報紙について ③個別のケース相談について（経過共有） ④家庭児童相談室における相談状況について
第4回	令和7年3月7日（金）	①人権教室について ②土別市子どもの権利に関する行動計画について ③救済委員会広報紙について ④個別のケース相談について（経過共有・新規相談） ⑤家庭児童相談室における相談状況について

4 広報活動について

人権擁護委員協議会主催の「人権教室」への参加を実施継続しました。

士別小学校6年生及び多寄小学校（低学年向け・高学年向け）の依頼を受け、子どもの権利救済についてのミニ講話（10分程度）を実施しました。

コロナ禍において開始した『救済委員会だより』の発行は4年目を迎え、救済委員会の認知度向上に向けた取組を継続しました。

今後において、コロナ禍で中止となっていた行事が再開されつつありますが、イベント参加での周知活動による相談増加の効果は限定的である現状を踏まえ、どのように広報・啓発活動を行っていくかの検討が必要と考えます。

①イベント参加による広報・啓発活動

- ・わんぱくフェスティバル 5月19日

②人権擁護委員協議会主催「人権教室」への参加

- ・士別小学校 10月29日
- ・多寄小学校 11月29日

（子どもの権利条例及び救済委員会の概要について説明）

※糸魚小学校（11月6日）については、委員の都合が合わず欠席

③各学校での広報・啓発活動

- ・救済委員会だよりの発行（3回/7月、12月、3月）

④ホームページの掲載

4 個別ケースの相談について

相談件数 2件

令和6年4月1日より、士別市こども家庭センターの開設に伴い、子どもの権利救済の立場から見立てや助言等が必要なケースについて、救済委員会にて検討し、助言を行いました。

個別ケースについては、すでにこども家庭センターが支援介入している場合もあり、救済委員会が行う保護者への調整や指導・助言が、こども家庭センターで実施している支援と重複するため、救済申立てには至らないものの、子どもの権利的側面からの助言を行う場としても活用しました。

本市の要保護児童対策地域協議会登録児童数が増加している現状を踏まえ、今後は、救済委員が要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に参加し、子どもの権利の立場に立った意見を述べ、子どもの権利保障を実現していく活動が期待されるといえます。

わんぱくフェスティバルの様子



士別小学校人権教室の様子



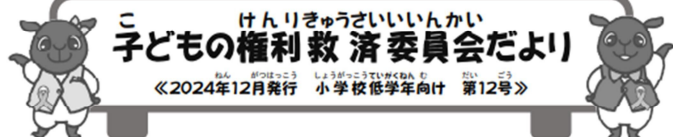
多寄小学校人権教室の様子





こまったことがあれば、相談してください。





子どもの権利救済委員会だより

《2024年12月発行 小学校低学年向け 第12号》

クリスマスにお正月、冬休みにむけて楽しい行事が続きますね。

インフルエンザなど、からだに気をつけて過ごしてくださいね。

子どもは、みんないきいきと元気で幸せになる権利がありますが、みんなが幸せになるためには、一人ひとりがやさしさや思いやりを持つことが大切になります。学校や家でつらいなあ…、お友だちと遊んでいてこまったなあ…と思ったら、『0165-23-3984』に話してみようね。名前は言わなくてもいいよ。

冬休みは、いろんなことにチャレンジして、楽しい思い出を作っちゃおう！

しべつしょうがっこう たよろしょうがっこう じんけんきょうしつ
士別小学校と多寄小学校の「人権教室」に行ってきました。

しべつしょうがっこう じんけんきょうしつ
士別小学校 人権教室

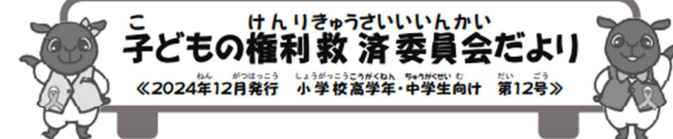


たよろしょうがっこう じんけんきょうしつ
多寄小学校 人権教室



みなさん、じんけんにはお話をきいてくれましたね。ありがとうございました！

自分の権利も、ほかの人の権利もたいせつにしましょう！



子どもの権利救済委員会だより

《2024年12月発行 小学校高学年・中学生向け 第12号》

クリスマスにお正月、年末年始にむけて楽しい行事が続きますね。

もうすぐ冬休みです。インフルエンザなど、からだに気をつけて過ごしてくださいね。

子どもは、みんないきいきと元気で幸せになる権利がありますが、みんなが幸せになるためには、一人ひとりがやさしさや思いやりを持つことが大切になります。学校や家でつらいなあ…、友達と遊んでいてこまったなあ…とか、こんなことだれにも話せないなあ…と思ったら、相談してください。秘密は守ります。どうしたらよいのか一緒に考えていきましょう。

冬休みは、さまざまなことにチャレンジして、思い出をたくさん作ってください。

子どもの権利救済委員会を 知ってもらうための 活動をしようかします

しべつしょうがっこう じんけんきょうしつ
士別小学校 人権教室



たよろしょうがっこう じんけんきょうしつ
多寄小学校 人権教室



しべつし こ たいせつ こ けんり
士別市の「子どものねがい」や大切な子どもの権利についてお話をしました。

きいてくれてありがとうございました！

そう だん
相 談 したいときは…

しべつし かてい
士別市 こども家庭センター

でんわ **0165 - 23 - 3984**

メール kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp

相談できる日 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始は お休みです。

相談員が
あなたの話を きいて、
どうしたらよいかわかるように
いっしょに考えます。

相談で かいけつ しないときは、
救済の 申し立て

こ けんりきゅうざいいいんかい
子どもの権利救済委員会

こ けんりきゅうざいいいんかい
子どもの権利救済委員会が、こまっていることの 原因を 調べたり、
関係している人に 協力して もらうように おねがい したりします。

話を ホットするよ。ひとりで なやまないで。
あなたの相談を まっています。

冬休みのあいだも
相談できるよ。

《 発 行 》 子どもの権利救済委員会
《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 こども・子育て応援課内
こども家庭センター
士別市東6条4丁目1番地
Tel 0165-26-7759
<http://www.city.shibetsu.lg.jp>

そう だん
相 談 したいときは…

しべつし かてい
士別市 こども家庭センター

でんわ **0165 - 23 - 3984**

メール kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp

相談できる日 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始は お休みです。

相談員が
あなたの話を きいて、
どうしたらよいかわかるように
いっしょに考えます。

相談で かいけつ しないときは、
救済の 申し立て

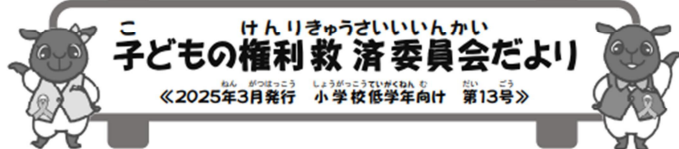
こ けんりきゅうざいいいんかい
子どもの権利救済委員会

こ けんりきゅうざいいいんかい
子どもの権利救済委員会が、こまっていることの 原因を 調べたり、
関係している人に 協力して もらうように おねがい したりします。

話を ホットするよ。ひとりで なやまないで。
あなたの相談を まっています。

冬休みのあいだも
相談できるよ。

《 発 行 》 子どもの権利救済委員会
《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 こども・子育て応援課内
こども家庭センター
士別市東6条4丁目1番地
Tel 0165-26-7759
<http://www.city.shibetsu.lg.jp>



子どもの権利救済委員会だより

《2025年3月発行 小学校低学年向け 第13号》

みなさんの心には、心配なことや不安なこと、いやことはありませんか？
まわりの大人に話にくいときは、私たちに連絡してみてください。

やさしく相談にのりますよ！

私たちは、あなたの気持ちを大事にしたいと思っています。ひみつにしたいことも、かならず守るので、安心してね！

士別市子どもの権利に関する条例では、
子どもにとって大切な権利をまとめています

あんしんして生きる権利

かけがえのない人として
大切にされること

ゆたかに育つ権利

学び、遊び、お休みすること
自然や文化、スポーツを楽しむこと

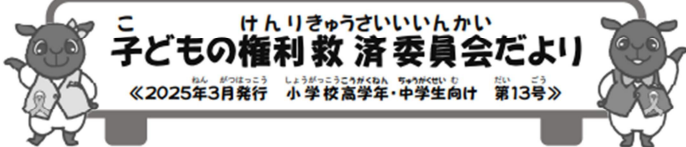
自分を守り、守られる権利

プライバシーが守られ、
きずつけられないこと
「自分らしさ」が大切に
されること

意見を言ったり、参加する権利

自分の意見や考えを言うこと、その
意見や考えが大切にされること

相手をきずつけることを言うは、その人の権利をきずつけることに
なるよ。相手を思いやることが大事だね。



子どもの権利救済委員会だより

《2025年3月発行 小学校高学年・中学生向け 第13号》

みなさんの心には、「気になっているけどなかなか人に話せない」ということはありますか？「誰かに話したい」「自分ひとりではどうしたらいいかわからない」と思っても、身近な人には話にくいこともありますよね。そんなときは、私たちに連絡してください。やさしく相談にのりますよ！みなさんがどうしたいかを尊重しながらお話を聞くので、秘密にしたいことは必ず守ります。言いたくなければ名前を言う必要はありません。お金もかからないので、気軽に相談してくださいね。

士別市子どもの権利に関する条例～子どもにとって大切な4つの権利～

安心して生きる権利

かけがえのない存在として
大切にされること

ゆたかに育つ権利

学び、遊び、お休みすること
主体性が育まれる居場所が確保されること

自分を守り、守られる権利

あらゆる権利の侵害から
守られること
「自分らしさ」が大切にされること

意見表明や参加する権利

自分の意見や考えを表明する機会
が大切にされること、その意見や
考えが尊重されること

くるときは、ひとりで悩まないで、相談してくださいね！



自分や友だち、
家族のこと…

子どもの権利の
相談です。

でんわ **0165 - 23 - 3984**

メール kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp

相談できる日 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始は お休みです。

名前を 言わなくても
だいじょうぶ。
ひみつは 守ります。

相談で かいけつ しないときは、
救済の 申し立て

子どもの権利救済委員会

子どもの権利救済委員が、こまっていることの 原因を 調べたり、
関係している人に 協力して もらうように おねがい したりします。

話すと ホッとするよ。ひとりで なやまないで。
あなたの相談を まっています。

相談員が
あなたの話を きいて、
どうしたらよいか
いっしょに 考えます。

春休みのあいだも
相談できるよ。

《発行》 子どもの権利救済委員会

《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 子ども・子育て応援課内
子ども家庭センター
士別市東6条4丁目1番地
Tel. 0165-26-7759
<http://www.city.shibetsu.lg.jp>

自分や友だち、
家族のこと…

子どもの権利の
相談です。

でんわ **0165 - 23 - 3984**

メール kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp

相談できる日 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始は お休みです。

名前を 言わなくても
だいじょうぶ。
ひみつは 守ります。

相談で かいけつ しないときは、
救済の 申し立て

子どもの権利救済委員会

子どもの権利救済委員が、こまっていることの 原因を 調べたり、
関係している人に 協力して もらうように おねがい したりします。

話すと ホッとするよ。ひとりで なやまないで。
あなたの相談を まっています。

相談員が
あなたの話を きいて、
どうしたらよいか
いっしょに 考えます。

春休みのあいだも
相談できるよ。

《発行》 子どもの権利救済委員会

《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 子ども・子育て応援課内
子ども家庭センター
士別市東6条4丁目1番地
Tel. 0165-26-7759
<http://www.city.shibetsu.lg.jp>